

翻 訳

# 修復的司法： 現今の理論と実践に関する考察（三）

ジョージ・ムスラキス 著  
荻野太司 訳  
吉中信人

目次

要旨

- 1 修復的司法の理念（以上、29 卷 1 号）
  - 1.1 被害者
  - 1.2 加害者
  - 1.2 地域社会（以上、29 卷 2 号）
- 2 修復的司法の実践
  - 2.1 被害者－加害者調停
  - 2.2 共議会
  - 2.3 ニュージーランドとオーストラリアにおける共議会
  - 2.4 量刑サークル（以上、本号）
- 3 修復的司法の国際的承認
- 4 修復的司法の応用例
- 5 修復的司法プログラムの効果の評価
- 6 結語

## 2 修復的司法の実践

### 2. 1 被害者－加害者調停

修復的司法の理念に結びついた諸実践は、産業革命以前の西洋における司法の伝統のみならず、多くの先住民族の間に見いだしうる<sup>(24)</sup>。それにもかかわらず、これまでのところ「修復的司法」という用語は、1970 年代半ば以来実施されている、被害者と加害者の面会を調停し、償いと和解という目的を基礎としたプログラムのことをさすものと理解されている。したがってこれに関連して、被害者－加害者和解プログラム、またはいくつかの地域社会に

における「被害者—加害者調停プログラム」、「被害者—加害者対話プログラム」について言及するべきである<sup>(25)</sup>。これらのプログラムは、加害行為に起因する被害をいかに扱うかということについて、双方が受け入れ可能な計画を作り上げるための機会を被害者と加害者に提供するために、被害者と加害者間の調停に努める<sup>(26)</sup>。手続過程が適切なものであるとき、被害者と加害者は、安全で、調整された環境のもとで一堂に会し、犯罪とそれが行われた状況について調停による話し合いを行う。調停者の支援とともに被害者は、犯罪の身体的、情緒的、経済的影響を述べ、犯罪と加害者について質問し、そして損害修復のための計画作成に一役買う<sup>(27)</sup>。加害者は、被害者への犯罪の影響を知る機会を与えられ、起ったことをみずからの視点から説明し、自身の行

---

(24) ゼアは以下のように述べる。「とても自然で、とても論理的であると我々が考えるパラダイム（すなわち伝統的な刑事司法制度に関するパラダイム）が、犯罪と司法に対する我々の理解を、実際にはほんの数世紀の間しか支配しているにすぎないということを悟るのは難しい。我々は常に伝統的な刑事司法を行ってきたわけではなかった。それどころか我々の歴史の大部分にわたってコミュニティー司法がその理解を支配してきた。… 西洋史の大部分においても、非裁判的、非法律的な紛争の解決手法が主役であった。伝統的に人々は、国家が役割を主張したときでさえ国家に援助を求めることを非常に敬遠してきた。実際に、国家にことが及び犯罪訴追が求められると相当の烙印が付与された。何世紀にもわたって犯罪訴追における国家の役割は、極めて小さかった。むしろ紛争を解決することは、地域社会の役目であると考えられてきた。」  
Zehr 1985: 6-7; 参照 Weitekamp 1999; Johnstone 2002: 36 ff.

(25) これらは、まず1974年オンタリオ州のキッチナーにおいて導入された。Peachey 1989 参照。またアメリカにおける最初の被害者—加害者調停プログラムは、1978年インディアナ州のエルクハートにおいてキッチナーのプログラムを発展させたものをモデルにして作成し、導入された。

(26) 同様の見解に Umbreit *et al* 1994。被害者—加害者調停プログラムの発展と有効性に関しては Umbreit *et al* 2001 参照。

(27) 調停者の役割は、当事者達に調停者自身の解釈または解決策を押し付けることではない。当事者たちがみずからの経験と感情を説明するように当事者達に働きかけ、被害に対して加害者が取り組みうることについての合意に向けて、共に力を合わせることである。

為への責任を直接とる。被害者のニーズに綿密に配慮することは非常に重要であり、調停者は手続過程の間に被害者がいかようにも危害を受けない状況を確保するように最善を尽くすことが求められる。そのうえ、被害者側および加害者側ともに参加者は自発的に参加せねばならない——当事者たちは手続過程への参加を決して強制されるべきではない——個々のケースにおいて、当事者の参加姿勢について慎重に審査がなされるべきである。さらに、いつどこで調停が行われ、誰が出席し、誰が最初に話すのかといった手続的事項について、可能ならいつでも当事者達に選択の自由が与えられることが重要である。

個々のケースは、裁判官、保護観察官、検察官、被害者もしくは被告人の弁護士、および法執行機関による被害者—加害者調停プログラムに委ねられることがある。いくつかのプログラムは、調停のプロセス中に達成されたいかなる合意も成功裡に実施されるという条件のもとに、犯罪訴追からのダイバージョンとして行われる；またあるプログラムでは、裁判所で加害者に有罪が認定された後に、もし被害者が参加することを同意したならば、保護観察の条件ないしはその他の処分の条件として調停を行う。調停はいつでも行うことができる。それは有罪判決もしくは加害者による責任の自認という結果として有罪が確定された後のみならず、刑事司法の手続過程の期間中、ないしは制度の外側においてもまったく可能である。アメリカ、カナダ、イングランド、ベルギー、そしてオランダといった多くの国々で、被害者と加害者の面会が、通常量刑手続の後に（調停が、言い渡される量刑に何ら効果を持たない場合でさえ）、刑事施設において行われている。またいくつかの国々では、関係のない被害者と加害者の集団を参加させて面会が催されている<sup>(28)</sup>。

---

(28) これは例えば、カナダやイングランドにおいて性犯罪の被害者と加害者の間で行われている。

現在カナダ、アメリカにはおよそ 300 の、またヨーロッパには 700 以上の被害者—加害者調停プログラムが存在する。そしてほとんどの国において、これらのプログラムが司法の手続過程に組み込まれ、警察や他の法執行機関（例えばイングランドのテムズバリープロジェクト、ベルギーのルーフェン調停プロジェクト）、または保護観察官（オーストリアやチェコ共和国において）によって運営されている。調停プログラムによって扱われる重大犯罪、暴力犯罪の数は少年、成人ともに増加しているとはいえ、大多数は、財産犯罪といったような、少年によるそれほど深刻でない性質の加害行為のケースである。ここで注記すべきは、いくつかのヨーロッパの国々における調停では、必ずしも被害者と加害者の直接的な面会を必要とするわけではないことである。その代わりに、原状回復についてしかるべき取り決めがなされるまで、調停者は各当事者に別々に会い、話し合いを持つ。この調停の形式は修復的司法の原則をある程度満たすものの、当事者達の面会が直接もたれる場合に比べ、一般的に成果が上がりにくい。

## 2. 2 共議会

過去 15 年にわって、修復的司法の手続過程における地域社会の役割の本質と限界に関する問題に特別な注目がおかれてきた。とりわけ近年、多くの注目を集めてきた修復的司法の実践は共議会である。被害者と加害者だけでなく、和解の過程に貢献する可能性がある、彼らそれぞれの家族や地域社会の他の構成員といった、より広範な「支援共同体 (community of care)」が関わる共議会は、本質的に被害者—加害者調停プログラムの延長線上にある。それは、「公正な」成果である集団の合意を達成するための意思決定過程に、少年犯罪者、被害者および彼らの家族を参加させることを狙いとする。また同時に、加害行為の被害者への影響について加害者の自覚を大きくし、加害者と被害者の双方が主要な地域社会の援助制度と再び結びつくことを模索する。共議会は多くの国で利用または実験され、さらに現在ニュージーランド、

オーストラリア、アジア、南アフリカ、北アメリカ、ヨーロッパにおいて、さまざまな種類の共議会をみることができる。共議会のやり方は、国によって相当異なる<sup>(29)</sup>。共議会は、学校、警察、保護観察局、地域調停プログラム、居住者プログラム、および近隣集団によって実施されている。しかしながら共議会は、ほとんどの場合、少年犯罪者に対する裁判所の手続過程からのダイバージョンとして用いられるか、または裁定後に未解決の事項に取り組むため、もしくは原状回復の適切な形を決定するために利用される。共議会を通して扱われるケースは、財産犯罪、薬物犯罪、未成年による暴行、器物損壊、そして多くの国々において家庭内暴力といったさまざまな加害行為である。次の節で、ニュージーランドとオーストラリアの法域における共議会の発展について手短ながら検討を行う。

### 2. 3 ニュージーランドとオーストラリアにおける共議会

ニュージーランドにおける共議会は、「家族集団共議会 (Family Group Conferences)」と呼ばれ、少年犯罪者の取り扱いに関する課題への対応として最初は導入された。現在は、暴力的で深刻な非行を除いたほとんどのケースに用いられる。共議会は、1989 年の児童・若者及びその家族に関する法律 (Children, Young Person and Their Families Act 1989) によって、ニュージーランドの少年司法、児童保護に関する法制度に組み込まれた。この法律は、彼らの伝統的文化価値<sup>(30)</sup>をより反映した司法制度を望むマオリ族への回答を部分的に発展させたものであり、少年司法と家族の福祉に著しい変化を取り入れた<sup>(31)</sup>。

マオリ族の家族 (whanau) 共議会をモデルにして作られた、家族集団共議会とは、(通常、被害者の承諾とともに) 加害者と彼の家族によって選ばれ

---

(29) 家族集団共議会 (Family Group Conferences)、地域活動共議会 (Community Action Conferences) さらに地域説明責任共議会 (Community Accountability Conferences) といったさまざまな共議会の名前を見ることができる。

た時間と場所で開かれる面会のことを意味する<sup>(32)</sup>。そして家族集団共議会は、犯罪によって最も影響を受ける人々、すなわち被害者（あるいは被害者の代理人）、加害者とその家族、友人および双方の主要な支援者に参加する権利を与えた。また他の参加者には、もし用意がなされるなら加害者の擁護者、警察の代表を挙げることができる。影響を受けた当事者達は、少年司法コーディネーターと呼ばれる訓練を受けた進行役によって一堂に引き合わせられる。共議会は、参加者達の歓迎と紹介のあと、祈りまたは祝福と共に始められる。次に、進行役は共議会の本質と目的について彼らに説明する。参加者達はその目的を知らされた後の共議会の進め方はさまざまであるが、一般的にこの段階において、警察の代表が加害行為の概要を説明するだろう。そして次に加害者は、加害行為に関与したのか、しなかったのか発言を求められる。加害行為が裁判所において証明された場合を除いて、共議会を進行するには、加害者は関与を認めなければならない。ひとたび責任が受け入れられると、被害者は、みずからの経験と気持ちについて話し、犯罪の影響について説明し、さらに加害者に直接質問する機会を与えられる。この時点から残りの参加者達は話し合いに加わり、加害行為の重大さ、加害行為に関与した状況、また被害者、彼の家族および地域社会への影響について意見を出す。

---

(30) マオリ族の修復的司法は、伝統的に共同生活における慣習上の規範の侵害によって引き起こされた問題を解決する手段として用いられてきた。これらの実践では、地域社会全体の関与を通しての合意の達成が重要視され、求められる成果は和解を通しての調和の修復である。マオリ族の人々は、主流の刑事司法制度に対して、なかでも少年犯罪への対応について不満をもらした。なぜなら歴史的にマオリ族の司法は、責任は共同にとるものであり、償いは被害者だけでなく、被害者の家族にも当然行うべきであるという考え方を基礎としていたからである。彼らは、少年に影響を持つ決定に対して家族が役割を果たすことを主張し、少年犯罪者を彼らの家と地域社会から引き離すことに反対した。

(31) McElrea 1994: 93-103.

(32) Maxwell and Morris 1994: 22

その後進行役は、参加者達を加害行為が原因となった損害を回復するためになすべきことについての話し合いへと導き、被害者には彼の期待を述べる機会を与える。これを受けて、加害者とその家族はいかに被害を修復するかという計画作成の見通しについて、熟慮することを任せられる。その後再び面会し加害者の提案が議論される。もし被害者が加害者の提案を受け入れた場合、その詳細は記録され家族集団共議会は終了する。もし合意に至らなかった場合、その事例はさらなる検討のために、しかるべき裁判所に委ねられることになるだろう。ここで重要なのは、目指される合意は単なる原状回復でなく加害行為の根本的な原因に対処し、その結果再犯を抑止するように意図された広範な活動計画であるということである。実際の活動計画には、謝罪、償いと地域奉仕活動が盛り込まれ、また学校に出席し、非行要因と結びつかないという少年犯罪者による約束、そして時折制裁が盛り込まれるだろう<sup>(33)</sup>。

ニュージーランドにおける家族集団共議会の実施とそれが比較的 success を収めたことは、概して、共議会与修復的司法への関心を広げる火付け役となった。この十年にわたって、オーストラリアを含む世界中のいくつもの国で、類似のプログラムが導入されてきた。最初のオーストラリアの共議会は、1991年にワガワガ (Wagga Wagga、ニューサウスウェールズ州) という都市において、警察業務の一環として実施された。ワガワガでは、ソーシャルワーカーではなく警察が共議会の主催者、調整役として行動するように変更された結果、厳格な司法介入が行われるようになった<sup>(34)</sup>。このプログラムは1995年に廃止になったが、1997年の立法——若年犯罪者法 (The Young Offenders Act) ——が議会を通過したことにより、警察によらない共議会在、選択的に少年犯罪者に対して導入された<sup>(35)</sup>。若年犯罪者法は、ニュージーランドの児童・若者及びその家族に関する法律によって規定され総じて成功し

(33) Master and Roberts 2000: 140-54 を参照。

(34) 同様の見解に Moore and Forsythe 1995 を挙げる事ができる。

た少年ダイバージョンの仕組みをモデルにして作られた。これは、刑罰ではなく予防を重要視し、少年犯罪者に関する決定の場に家族の参加を可能にする修復的司法の方策の実施に努めるものである。この法律の第5編（Part5）は、共議会という仕組みを通じて、責任を国家と裁判所制度から地域社会へ移転させることを受けた少年司法共議会基本構想（Youth Justice Conferencing Scheme）の設立を規定する。そしてこの法律の第34条では、共議会を行う原則と目的について次のように要点を規定している。(a) 少年犯罪者に、彼の行動に責任を負うように励ますこと、(b) 加害者の家族、ないしは家族集団を強化すること、(c) 少年犯罪者へ、加害行動に打ち勝つことを可能にするであろう発達上の支援サービスを提供すること、(d) 被害者の権利と利益を保護し、司法の手続過程における彼らの役割を高めること、(e) 実際の手続過程に参加する人々の文化的価値を尊重すること。

またクイーンズランド州では、1992年少年司法法（Juvenile Justice Act 1992）の1996年の修正により、地域共議会プロセスがダイバージョンの手段（第1編C第2章）として、また有罪評決に続く量刑手続の選択肢として（第5編第1章A）盛り込まれた<sup>(36)</sup>。なおクイーンズランド州における試験計画（以降も実施されている）のモデルは、ニュージーランドの家族集団共議会と多くの類似点を見ることができ<sup>(37)</sup>。共議会の参加者には、少年犯罪

---

(35) この法律は、ニューサウスウェールズ州での地域少年共議会基本構想（Community Youth conferencing Scheme）の試験的導入の成功を受けて実現した。この基本構想は、応報的司法ではなく修復的司法を基礎とした原則にもとづく、少年犯罪者の取り扱いにおける革新的、代替的方式であると評された。Cumes 1997: 61を参照。

(36) クイーンズランド州の基本構想には、三つの選択肢が用意されている。(a) 裁判所は、自身の有罪を認めた少年犯罪者を、加害行為を起訴する代替手段として警察による共議会に委ねることができる。(b) 量刑手続の代わりに、有罪評決の後、裁判所が少年犯罪者を共議会に委ねる。(c) 判決前手続の選択肢として、有罪評決の後、裁判所が少年犯罪者を共議会に委ねる。（この場合、裁判所は量刑段階で共議会の結果を検討することができる。）



者、彼の法定代理人、家族、あるいは加害者に指名された他のすべての人物、被害者もしくはその代理人、差し向けられた警察官および調整役を挙げることができる。加害行為の性質、状況と帰結についての話し合いに続いて、共議会は、実際の被害に取り組むために必要な行動計画への合意をもって締めくくられる。この合意には、謝罪、原状回復、ボランティアあるいは損害賠償、今後の行動についての約束が含まれることがある。なお共議会を開くにあたり、被害者の同意は不可欠である。さらに加害者が加害行為の責任を引き受けること、あるいは裁判所によって有罪の評決がなされていることが求められる。ここで重要なのは、共議会がなければ法廷で取り扱われていたであろう事案のみを警察は扱うことができるということである。また共議会の調整役は、面会を主導するうえで広範な決定権を持っているが、この法律に盛り込まれた守秘義務と情報開示に関する取り決めを遵守することが期待されている。なお、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、サウスオーストラリア州、ウエストオーストラリア州で、1993 年から 1994 年にかけて、ふさわしいケースにおいて少年犯罪者を主流の刑事司法の手続過程からダイバジョンする意図で、共議会プログラムが設置された。また、ヴィクトリア州、タスマニア州、ノーザン準州、およびオーストラリア首都特別地域も多様な機関によって運営される共議会プログラムを持っている。

ワガワガモデルは、イギリスを含む多くの国に強い影響を及ぼした。イギリスでは数多くの警察によって取り入れられている。実際には、イギリスでは 1980 年代の初期から被害者—加害者和解プログラムが試みられていたが、「修復的警告 (restorative cautioning)」という考え方が警察によって取り入れられて、ようやく修復的司法のムーブメントがイギリスにおいて始まった。イギリスにおける修復的司法は再統合的恥の付与の概念に密接に結びついて

---

(37) クイーンズランド州における地域共議会プログラムは、先に言及した再統合的恥の付与理論の影響を強く受けた。

いるとみられており、修復的司法と結びつく広範な理念と価値およびその実践を可能にする方法に十分注目してきたわけではなかった。しかしながらこの状況が変化したと思われるのが、とりわけ 1998 年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）、1999 年少年司法及び刑事証拠法（Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999）の導入以降である。これらの法律は、修復的司法の主唱者によれば、少年司法制度に修復的司法を導入する新たな機会を提供したという。この機会を探求し、修復的司法の理解をより広範なものとする重要性が、より一層強く主張されている<sup>(38)</sup>。

## 2. 4 量刑サークル

量刑サークルは、カナダの原住民族とアメリカンインディアンの伝統的な制裁と癒しの実践を根源とする。最初の量刑サークルは、1990 年代の初頭に、カナダのユーコン準州や、カナダの北部のその他の地域社会において、協力的な裁判官とコミュニティー司法委員会によって設立された<sup>(39)</sup>。そして 1990 年代中頃には、量刑サークルの利用はミネソタ州の試験的計画の導入とともに、アメリカにまで広がった。量刑サークルは、刑事司法制度と協力して実施される地域社会に基礎をおいた手続過程である。その狙いは、犯罪に関与した、あるいは犯罪によって影響を受けた当事者達のみならず、幅広い地域社会の人々といったすべての関係者の必要性を考慮に入れて、しかるべき量刑計画を作り上げることである。また和解という目標の達成のために、もし当事者達が必要であると判断した場合には、制裁はその役割を果たしうが、手続過程の焦点は、ここでも応報と予防ではなく和解し平和を回復することにある。量刑サークルは、少年犯罪者、成人犯罪者双方の関与したさまざまな犯罪のケースに利用されているが、もちろんすべてのケースを取り扱うこ

---

(38) イギリスにおける修復的司法プログラムの導入と実施については、Smith 1988: 123-49 等、Master and Roberts 2000: 140-54、Dignan and Marsh 2001 を参照。

(39) Cayley 1998: 182 を参照。

とができるわけではない。地域社会の利害、被害者とその家族の期待、被害者と加害者の参加意欲、および当事者達を支援するグループの献身度はすべて、あるケースが量刑サークルの手續過程に適しているかどうかを判断する上で重要な因子である<sup>(40)</sup>。

量刑サークルは公開の法廷として行われる。円座の中で、犯罪の被害者、加害者、その双方の家族と友人、司法および社会サービスの職員、また利害関係を持つ地域社会の成員達は、自由かつ率直に犯罪について話し合いその影響を評価する。その目的は、利害関係にある当事者達皆の懸念に取り組むであろう量刑計画に関する合意に達することである。換言するならば、影響を受けた当事者達皆の癒しと今後の犯罪を防止するであろう解決策を明らかにするために、最良の知識が手續過程の参加者達皆から出てくるようにすることが目的である。加害者の償いの約束に加えて、実際の計画には、司法制度、地域社会、関係家族による義務が組み込まれることがある。ここで銘記すべきは、量刑サークルは通常、2段階以上の手續を含むということである(量刑サークルの手續過程に参加するための加害者による申請、被害者への癒しのサークル、加害者への癒しのサークル、量刑計画の合意に達するための量刑サークル、それに続く加害者の向上を監視および評価するためのサークル)。また量刑サークルの手續過程の諸要素は、その地域社会の地域的な必要性和文化によって異なる。またそれらは、地域社会の必要性、知恵、および経験の時を経た変化をもとに発展するものである。量刑サークルを成功裡に実施するためには、公式の刑事司法制度と幅広い地域社会間——刑事司法専門家と地域社会の成員間——の十分な協力を前提とする。さらに、参加者達は合意の形成に長けていなければならず、また手續の実施は、柔軟性に富み、個々のケースの要求に適応できなければならない。(未完)

---

(40) Lilles 2001: 161-179.

79- 修復的司法：現今の理論と実践に関する考察（三）（荻野・吉中）

参考文献

CAYLEY D

1998. *The expanding prison: the crisis in crime and punishment and the search for alternatives*.  
Cleveland, Ohio: Pilgrim Press.

CUMES G

1997. Out of the court and into the conference. *Law Society Journal* 35 (1): 60-63.

JOHNSTONE G

2002. *Restorative justice: ideas, values, debates*. Devon: Willan Publishing.

LILLES H

2001. Circle sentencing: part of the restorative justice continuum. A Morris and G Maxwell(eds).  
*Restorative justice for juveniles: conferencing, mediation and circles*. Oxford and Portland Oregon;  
Hart Publishing.

MASTERS G AND ROBERTS A

2000. Family group conferencing for victims, offenders and communities. M Liebmann (ed).  
*Mediation in context*. London: Jessica Kingsley Publishers.

MAXWELL AND MORRIS A

1994. The New Zealand model of family group conferences. C Alder and J Wondersitz (eds).  
*Family Conferencing and juvenile justice: the way forward or misplaced optimism?* Canberra:  
Australian Institute of Criminology.

MCELREA F

1994. Justice in the community: the New Zealand experience. J Burnside and N Baker (eds).  
*Relational justice: repairing the breach*. Winchester: Westerside Press.

MOORE D AND FORSYTHE L

1995. *A new approach to juvenile justice: an evaluation of family group conferencing in Wagga Wagga: a report to the Criminology Research Council*. Wagga Wagga: The Centre for Rural Social Research.

PEACHEY D

1989. The Kitchener experiment. M Wright and B Galaway (eds). *Mediation and Criminal Justice: victims, offenders and community*. London: Sage Publications.

SMITH D, BLAGC H AND DERRICOURT N

1988. Mediation in the shadow of the law: the South Yorkshire experience. R Matthews (ed). *Informal Justice?* London: Sage Publications.

UMBREIT M, COATES R and KALANJ B

1994. *Victim meets offender: The impact of Restorative Justice and Mediation*. Monsey NY: Criminal Justice Press.

UMBREIT M, COATES R AND VOS B

2001. Victim impact of meeting with young offenders: two decades of victim offender mediation practice and research. A Morris and G Maxwell (eds). *Restorative Justice for juveniles: conferencing, mediation and circles*. Oxford and Portland Oregon: Hart Publishing.

WEITEKAMP GM

1999. The history of restorative justice. G Bazemore and L Walgrave (eds). *Restorative juvenile justice: repairing the harm of youth crime*. Monsey NY: Criminal Justice Press.

ZEHR H

1985. Retributive justice, restorative justice. New perspectives on crime and justice-Occasional Papers Series. Kitchener: Mennonite Central Committee. Canada Victim Offender Ministries.